

(12) その他の規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人北信越サッカー協会（以下「本地域協会」という。）の審判及び指導者並びに懲罰に関して必要な事項を定める。

(審判)

第2条 JFA、本地域協会及び北信越5県のサッカー協会に登録されたサッカー競技の審判員及びフットサル競技の審判員並びにサッカー審判員の指導者及びフットサル審判員の指導者の資格及び地位に関する事項は、別途 JFA が制定する「審判員及び審判指導者に関する規則」に定めるところによる。

(指導者)

第3条 JFA に登録された指導者に関する事項は、別途 JFA が制定する「指導者に関する規則」に定めるところによる。

(懲罰)

第4条 本地域協会の加盟団体及び選手等の懲罰に関する事項は、別途 JFA が制定する各種の規程の定めるところによる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

この規程は2023年4月1日から施行する。